

「中国残留邦人」の問題から考える 歴史問題としての二世三世の問題

第二次大戦後 70 年余の時間が戦争の記憶を年々風化させていきます。かつて国策で「満洲」に送られ、取り残された中国残留邦人。時間の経過とともに問題が別の局面に表れて来ています。2007 年に中国残留邦人支援法が改正されましたが、その対象は一世にとどまっています。中国残留邦人二世は帰国後、日本語学習や就労支援がなかったため、いまだ生活に必要な日本語にさえ苦勞している方たちもいます。中国東北地方の貧しい農村で育ち学校にも通えなかった二世や、高齢で帰国した二世にとっては日本語の習得は容易ではなく、就労も困難を極めています。近年、様々な理由で外国籍の人たちが日本で生活するようになりました。中国残留邦人二世三世の国籍も様々です。二世三世が歴史の中でどのような存在なのか、いま一度焦点を当てて考えたいと思います。

二世三世が直面している在留権の問題、生活保護の問題、選挙権（改憲の国民投票）問題など、これらの問題は歴史に由来するものだという視点から考えたいと思います。そして、二世三世のアイデンティティについても言及出来ればと思っています。

皆さまも同時代にある問題として考えていただければと思います。

■日時: 2017 年 3 月 19 日(日) 13 時 30 分～16 時 30 分
(開場: 13 時)

■会場: 三鷹市公会堂 さんさん館多目的会議室 B
(裏面に地図あり)

■参加費: 無料／定員: 60 名(予約不要)

■主催: 三鷹市・NPO 法人中国帰国者の会
問合せ先: 中国帰国者の会事務局 070-5588-7827)
石井法律事務所 03-3353-0841

※参加講師:

韓静さん(支援相談員)、中尾美恵さん(支援相談員)、種子島秀子さん(一世)
コーディネーター: 石井小夜子さん

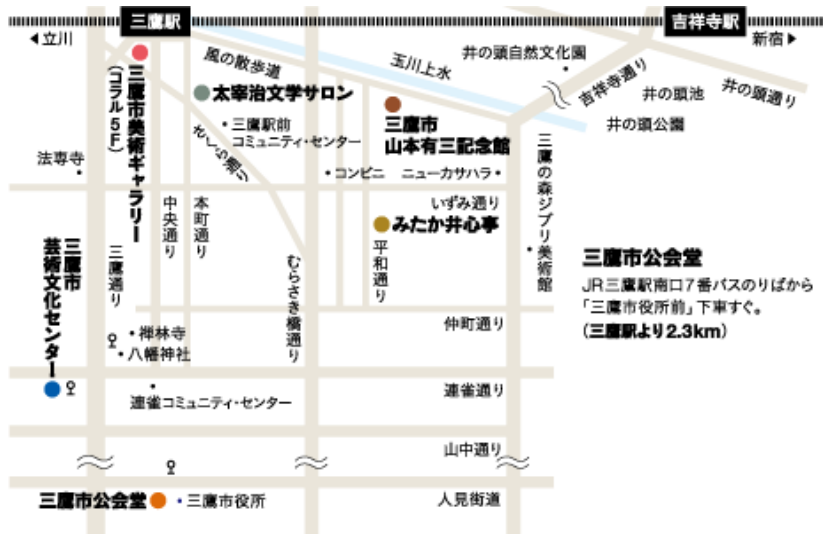
★三鷹市中国残留邦人等地域生活支援事業★

三鷹市では NPO 法人中国帰国者の会に委託し、「中国残留邦人」等の支援の要となる地域住民の理解を深めるため、映画上映や写真展、講演会や当事者の体験を語る会などを開催しています。また、当事者同士の日常生活の相談・交流の場として、毎月 1 回「三鷹 憩いの家」を開催しています。

★「中国残留邦人」とは★

日本は、戦前戦中、多くの人々を「満洲」(中国東北部)に送り出しました。国から地方に送出数が割り当てられ、教員や警察、町の有力者などの勧めによって「満洲移民政策」は実施されました。そうして渡った先に待っていたのは、ソ連軍侵攻も知らされず、逃避行を生き延びても帰国策がとられることなく放置されるという現実でした。長年、中国の地で、日本の加害と被害を背負い、ようやく帰国した後も、言葉の壁や生活基盤のなさは自己責任とされました。多くの国賠訴訟を経て 2008 年に新支援法が施行されましたが、長い年月の間、放置されてきたことから、二世、三世にも問題が引き継がれている現状があります。

■各駅からのバス便ご案内



JR 三鷹駅
南口 7 番のりばから
<鷹 54>新川団地経
由仙川行、晃華学園
東行き乗車 三鷹市
役所前下車。

JR 吉祥寺駅公園口
3 番のりばから
<古 01><境 92>武蔵
境駅南口行き、
4 番のりばから<吉
06>調布駅北口行き
乗車 三鷹市役所前
下車。

京王線調布駅北口
13 番または 14 番の
りばから<古 06><吉
14>吉祥寺駅・吉祥
寺駅中央口行き乗車
三鷹市役所下車。

〒181-8555 東京都三鷹市野崎 1-1-1

Phone: 0422-29-9868 Fax: 0422-43-6146